

別紙

地域審議会の設置に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、区域を関市に編入する前の武儀郡洞戸村・板取村・武儀町・上之保村及び武芸川町の区域ごとに地域審議会(以下「審議会」という)を設置する。

(名称)

第2条

名 称	設 置 区 域
関市洞戸地域審議会	合併前の洞戸村の区域
関市板取地域審議会	合併前の板取村の区域
関市武儀地域審議会	合併前の武儀町の区域
関市上之保地域審議会	合併前の上之保村の区域
関市武芸川地域審議会	合併前の武芸川町の区域

(設置期間)

第3条 審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事項)

第4条 審議会は、新市の設置区域ごとに市長の諮問に応じて当該区域に係る次の事項を審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (4) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第5条 各審議会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域に存する事業所等に勤務する者で、次の各号に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 公募により選任された者
- 3 前項第 3 号の委員の人数は 3 名以内とする。

(任期)

第 6 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は妨げないものとする。
- 3 委員は、当該区域に住所を有しなくなったとき、又は当該区域に存する事業所等に勤務しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第 7 条 各審議会に会長 1 名及び副会長 1 名を置き、それぞれ互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問)

第 8 条 各審議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は必要に応じて助言することができる。

(会議)

第 9 条 審議会の会議（以下「会議」という）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、毎年 1 回以上開催するものとする。又、委員の 4 分の 1 以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、開催するものとする。
- 4 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 会議は、原則公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、出席委員の半数以上の賛成をもって非公開とすることができる。

(意見聴取等)

第 10 条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明

その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、各区域の事務所において処理するものとし、必要に応じて本庁において連絡調整を行う。

(補則)

第12条 この協議に定めるものの他、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

附 則

この協議は、平成17年2月7日から施行する。